

タカスサーキット倶楽部規約

第1条 総則

1. 名称

本会は、「タカスサーキット倶楽部（以下「本会」という。）」と称し、略称を「TCC」とする。

2. 目的

本会は、タカスサーキット場（以下「サーキット」という。）の管理運営に携わる者、ならびに利用するモータースポーツ愛好者が組織し、次の項目を目的とする。

- 1) 地元の活性化と振興に寄与する。
- 2) 運転技術の上達、交通道德や安全意識の高揚に寄与する。
- 3) 会員の相互扶助と福利厚生、および健全なるモータースポーツの振興と人材を育成する。

3. 事務所の所在地

本会の事務所は、福井市西二ツ屋町 2-1-35、タカスサーキット内に置く。

4. 活動

本会は、第1条2項の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) サーキット催事の堅実な管理運営、および積極的かつ有効的な活用。
- 2) 会員の運転能力や整備技術、および知識の向上。
- 3) 施設共済会の運営管理。
- 4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第2条 構成

1. 資格

第1条2項の目的に賛同する者で、別紙入会申込書にある誓約書に署名捺印できる者とする。

2. 会員

本会の会員は次の構成からなり、詳細は別に定める。

- 1) 走行会員 : サーキットをスポーツ走行する割引会員。
- 2) 一般会員 : サーキットを利用する会員。
- 3) 特別会員 : 各種走行会や競技会を開催（主催・企画・運営）する会員。（走行会員の資格も同時に得る。）

3. 入会

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入した上で誓約書に署名捺印をし、入会金、および年会費を納入することにより入会できる。また、一般会員として入会する者は、年会費の納入をもって入会とする。なお、本会を除名された者が再入会する場合は、役員会の決定により再び会員となることができる。

4. 更新

走行会員（VIP会員）、特別会員と暫定会員を除く他の会員の資格の継続期間は一年とし、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。会員は、会員の資格を維持するために、継続期間終了前に更新手続きを行う。

5. 権利

会員には、次の権利が与えられる。

- 1) サーキットを有効かつ健全に使用する権利。
- 2) 本会の行う行事に参加し平等な待遇と恩恵を受ける権利。
- 3) サーキット内で不測の事故等により施設を損傷した場合、本会が運営管理する共済（以下「TCC施設共済」という。）に対し給付を請求できる権利。

6. 義務

会員には、次の義務が課せられる。

- 1) 入会金、および年会費の納入と、TCC施設共済への加入義務。
- 2) 本規約、サーキットの諸規則、ならびに本会が決定した事項の遵守義務。

7. 資格喪失

会員は、下記事由により会員資格を失う。

- 1) [脱会] 本人から脱会の申し出があった場合。ただし、役員の場合は役員会の承認を必要とする。
- 2) [退会] 会員の更新手続きがされない場合。
- 3) [除名] 会員として相応しくない行動や言動がある場合。
本会規約、サーキットが定める諸規則、ならびに本会が決定した事項に従わない場合。
会員の義務がなされない場合。
会費の滞納の著しい場合。

上記の事由により本会を脱会、もしくは除名された者は、会員としての一切の権利・特典を失う。また、既に納付した入会金、および年会費の返還を受けることはできない。

8. 特典

会員は、サーキットの利用に際し、サーキットと協議決定された細則に定める恩恵を受ける。ただし、会員資格の喪失事由に該当する場合、もしくは、それに準ずる行為が見受けられる場合はこの限りでない。

第3条 組織

1. 構成

本会に次の役員を置く。

- 1) 代表者 : 1名
- 2) 監査 : 1名
- 3) 事務局 : 1名（事務局はタカスサーキットに置く。）
- 4) サーキット委員 : 必要に応じ若干名。
- 5) 顧問 : 置くことができる。

役員は本会総会において出席会員の三分の二以上の承認を得て選出される。

2. 任務

- 1) 代表者は、本会を代表し、本会の活動に関する運営の責任を遂行し、役員会の議長となる。また、役員会によって決定された方針、クラブ運営に関する諸事項を会員に報告しなければならない。
- 2) 監査は、本会の会計を監査する。
- 3) 事務局は、エフネット株式会社にその業務を委託し、本会の会計業務、財産・書類等の管理・整備を行う。
- 4) サーキット委員は必要に応じ設けられ、本会の活動について企画運営をする。

3. 任期

その年の4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。ただし、再任を妨げない。

第4条 総会

1. 構成

総会は本会の最高決議機関で役員を含む全会員を以て構成される。

2. 審議事項

総会での審議事項は次の通りとする。

- 1) 前年度の経過報告と今年度の活動方針の決定。
- 2) 会計報告およびその承認。
- 3) 役員改選。
- 4) 規約の改廃。
- 5) その他。

3. 開催

総会は毎年1月に開催される。臨時総会は必要に応じ役員会、または会員の三分の二以上の要請があった時に開催される。

4. 決議

議案は出席者の三分の二以上の賛成により成立する。

第5条 役員会

1. 構成

第3条1項の役員により構成する。また、必要ある場合は代表者の指名によりアドバイザーの出席を求めることができる。

2. 召集

必要に応じて代表者が招集をかける。

3. 決議

全役員者の三分の二以上の合意により成立する。ただし、不調の場合は会長と代表者の合意により決定される。

第6条 会計

1. 会計年度

本会の会計年度は一ヶ年とし、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2. 経費

本会の経費は、入会金、年会費、寄付金、資産から生ずる収入、事業に伴う収入、その他をもってこれに充当する。

3. 拠出金

走行会員の年会費の一部をTCC施設共済に拠出する。

4. 出資金

特別会員から納入された年会費から、経費と拠出金を差し引いたその全額をタカスサーキットに出資する。

5. 会費

本会の年会費、および入会金は細則に別に定める。

6. 決算

会計担当者は、会計年度の終わりに本会の収支状況を明確にし、監査を受けて総会において承認を得なければならない。

7. 監査

監査は、必要に応じ領収証等の関係書類の提示を求め、照査することができる。

第7条 解散

1. 解散

本会の継続に重大な支障が生じた場合、解散することができる。解散により生じた余剰金は、役員会で有益と認められた団体等にこれを寄付する。

第8条 細則

1. 細則

本規約に定めるもののほか、本会の事業の運営に必要な細則は、役員会の決定により別に定める。

第9条 付則

1. 施行

本規約は2005年2月1日に施行され、本規約および本会の運営は、タカスサーキットの業務運営とリンクされる。

以上

2012年 1月20日 制定
2012年 2月 1日 適用
2012年 4月 1日 実施

タカスサーキット倶楽部規約・細則

1. 規約第2条2項1)の走行会員の区分によるスポーツ走行に関する詳細は次のとおりとする。

1) 走行会員は、コースライセンスの所持者とし、会員の申し出により以下に区分し、各特典を受ける権利を有する。

- | | |
|----------|---|
| 走行会員 | <ul style="list-style-type: none">・ スポーツ走行受付の簡略化。・ スポーツ走行料金の会員料金適用。・ サーキットが主催もしくは協賛するライセンス講習会をはじめとする講習、その他各種プログラムへの補助。・ サーキットが実施する会員割引等の各種サービス。 |
| ゴールド走行会員 | <ul style="list-style-type: none">・ 貸し切り占有でない平日のスポーツ走行料金の20分×2枠が無料。・ 上記走行枠を超える走行は走行料金を半額。休日(休日とは、日祝祭日をいう。)の走行料金は平日料金。・ タイム計測器のレンタル料が無料。・ その他、通常走行会員の特典。 |
| ビップ走行会員 | <ul style="list-style-type: none">・ 全ての日(貸し切り専用日とサーキットの休業日は除く。)のスポーツ走行料金が無料(ただし、1日に20分×4枠まで)。・ ビットガレージの利用を優先確保。(要予約。)・ 計測器を1台進呈。(計測料が無料となり、電光掲示板への表示 を選択できる。)・ 各種レンタル料金が無料(本人のみ)。・ 同行するピットクルーの入場料(共済加入金)の全額補助。・ その他、通常会員の特典。 |

2) ゴールド走行会員、およびビップ会員の募集数を限定する場合がある。

3) ビップ走行会員は2年更新とする。

2. (別に「オフィシャル倶楽部」設立のため削除。)

3. 規約第2条2項3)の特別会員の詳細は次のとおりとする。

- 1) 専有利用日の予約時には優先確保。
- 2) 特別会員料金での専有利用と予約金の免除。
- 3) ライセンス取得者は、ゴールド走行会員の資格を同時に取得。
また、既に通常走行会員の資格を得ている者は、入会金が免除となる。
- 4) 特別会員資格の有効期間は毎年4月1日から3月31日までとする。

4. 規約第2条2項4)の暫定会員の詳細は次のとおりとする。

1) 通常走行会員と同等の特典を有する。

5. 規約第6条5項の会費の詳細は次のとおりとする。

1) 入会金

- | | | |
|------|------------|---|
| 走行会員 | : 12,000 円 | ・ 5名以上の団体でまとめて入会手続きをする場合、入会金は10,000円/1人とする。 |
| 一般会員 | : 0 円 | |
| 特別会員 | : 12,000 円 | ・ 「特別会員」が既に「走行会員」として入会している場合は、入会金は免除となる。 |

2) 年会費

- | | | | |
|------|----------|-------------|---|
| 走行会員 | ビップ会員 | : 126,000 円 | ・ 2年更新となり、252,000円を全期前納とする。 |
| | ゴールド会員 | : 84,000 円 | ・ 年会費は1ヶ月毎に分割(7,000円/月)され、年途中に入会した場合、当該月分より納入する。
例: 6月に入会の場合 70,000 円
9月に入会の場合 49,000 円 |
| | 走行会員 | : 12,000 円 | ・ 年会費は1年を3ヶ月毎に四期に分割(3,000円/期)され、年途中に入会した場合、当該月のある期より納入する。
例: 第一期は4月~6月で、6月に入会の場合 12,000 円
第二期は7月~9月で、7月に入会の場合 9,000 円 |
| | 走行会員(2輪) | : 6,000 円 | ・ 年会費は年度途中で入会しても同額とする。 |
| 一般会員 | | : 3,000 円 | ・ 年会費はコースライセンスの有効期限までを一括で収めることができる。
例: 3年分 7,000 円 ・ 5年分 11,000 円 |
| 特別会員 | | : 100,000 円 | ・ 年の途中で入会しても、年会費は同額とする。 |

以上

2012年 1月20日 制定
2012年 2月 1日 適用
2012年 4月 1日 実施